

六会地区「地域まちづくり計画・実施計画(案)」の概要

- 1 現在、藤沢市では今後20年を見据えた新総合計画を策定しています。この新総合計画には、地域主体のまちづくりを進めるため市内13地区の特性やニーズに沿った地区別「地域まちづくり計画」が盛り込まれることになり、各地区の地域経営会議を中心に検討を進めています。
- 2 「地域まちづくり計画」は、平成23年度から34年度までの12年間を考えた「基本計画」と、基本計画に基づいて具体的に地域のまちづくりを実現するための3年間（平成23年度から25年度）の「実施計画」の2層構造になっています。
- 3 六会地区地域経営会議では、この実施計画(案)について多くの皆様からご意見を頂くため、次の日程で「地区全体集會」を開催します。皆様のご来場をお待ちしています。

①日時：11月5日(金) 19:00~21:00

②場所：六会市民センター3階ホール

③内容：六会地区「地域まちづくり実施計画(案)」の説明と意見交換

- 4 この資料は「地区全体集會」でご検討いただくために作成したものです。現在も地域経営会議において検討作業を進めていますので、全体集會当日までに変更することもあります。ご了承ください。事業スケジュール等の詳細内容については、六会市民センター及び石川分館にある資料をご覧ください。

- 5 「地区全体集會」に参加できず、計画案についてのご意見がある方は、六会市民センターに備え付けの意見提案カードにご意見を記入し、11月10日までに六会市民センター地域経営担当までお出しくください。

		地域まちづくりの基本計画(案)			地域まちづくり実施計画(案)	
目指す方向	まちづくり目標と成果指標	まちづくり活動	事業計画案	事業内容		
1 地域自律型の「藤沢」を育むまち	<ol style="list-style-type: none"> 1 みんなが公共のマナーを守るまちなポイント：自転車の運転、駐輪・ベットの飼育・ゴミ処理などの公共マナーを守り、六会のまちから迷惑行為をなくしていきます。 ●成果指標：公共のマナーが守られていると感じている人の割合。 	<ol style="list-style-type: none"> 01 迷惑行為撲滅活動の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 01 不法投棄減少の活動 	不法投棄ゴミを大型不燃ゴミと定義。外部侵入者のため、警察による取り締まり活動。経営会議、センター経由警察への申し入れ。24年度以降自治連生活環境と協議し今後の迷惑行為の検討。		
2 明日の藤沢を担う「藤沢のまち」を育む環境	<ol style="list-style-type: none"> 2 子どもたちがのびのびと育っているまちな ●コメント：産み育てる環境、緑に親しめる遊びの場、地域と学校の連携で教え学ぶ環境が整うことで、子どもたちがのびのびと育っていきます。 ●成果指標：子どもたちがのびのびと育っている環境が整っていると感じている人の割合。 	<ol style="list-style-type: none"> 02 歩行者、自転車、車の通行ルール遵守活動の推進 03 身近で安心して子どもを産み育てやすい環境づくりの推進 04 子どもたちが安心して遊べる環境の充実 05 子どもたちの個性の能力を引き出し、高める教育の充実 	<ol style="list-style-type: none"> 02 人、自転車の事故無くす活動 03 子育て教室充実事業 04 モデル公園提案事業 05 学校支援活動充実事業 	バリアフリー化（高齢者、障害者も安心して通行できる）に併せ、自治連交通安全対策協議会と相談の上、同協議会主導で進めたい。 未就学児を持つ親の不安を解消する事業として実施するもので、未就学児を持つ親を対象にした「子育て教室」の充実や、六会市民センターの建て替え時に、市民センター内に保育所を建設することも検討する。また、事業の担い手である保育ボランティアの育成や人材バンクへの登録制度の創設の検討も行っていく。 地区内には28の公園がある。立地条件・規模・利用者の現状等それぞれ特徴があるが、子どもたちが安心して遊べる公園等について多面から検討し、多機能で、全世代が利用しやすい公園を提案する。 学校の求めに応じて、様々な分野で活躍できる個人やNPO法人などを学校に紹介し、外部の人材を活用した教育活動の実施を支援する役割を担う「学校コーディネーター」と共に、地域全体で子ども「育ち」や「学び」を支援する体制を整備する。 医療・介護・福祉に関する地域の課題を地域の資源（人材、施設等）を活用し、地域住民自らが主体となり、有償ボランティアを含むビジネスの手法を用いて課題の解決に取り組み。運営にあたっては、提供した商品・サービスの「対価・報酬」を得て活動し、組織の維持・継続性を保ち、地域の活性化にもつなげる事業を創出する。 高齢者、障がい者がおられる家庭の家事・介護、環境改善、自立などの支援の充実を図る。例えば理容美容出張サービスや希望に合わせた食事の配達などで、平成23年度上期に対象とする事業名を決定する。 公民館と共催し、市民の家などの公共施設を利用して、公民館の出張講座などを開催する。体験や会得した知識は地域へ還元してもらうことを狙った事業である。		
3 市民力・地域力による安全で暮らしを育むまち	<ol style="list-style-type: none"> 3 全ての世代がいきいきと活躍しているまち ●コメント：健康者でも障がいがある一人一人が大切にされることで、自らが生きがいを見いだし、いきいきと暮らしていかれるようになります。 ●成果指標：全ての世代がいきいきと活躍していると感じている人の割合。 	<ol style="list-style-type: none"> 06 コミュニティビジネスの創出 07 高齢者や障がい者がいらっしゃる家庭への支援の充実 08 高齢者が活躍できる環境づくりの推進 	<ol style="list-style-type: none"> 06 福祉に関するコミュニティビジネス創出事業 07 高齢者や障がい者がおられる家庭への支援充実事業 08 高齢者の地域活動推進事業 	医師・介護・福祉に関する地域の課題を地域の資源（人材、施設等）を活用し、地域住民自らが主体となり、有償ボランティアを含むビジネスの手法を用いて課題の解決に取り組み。運営にあたっては、提供した商品・サービスの「対価・報酬」を得て活動し、組織の維持・継続性を保ち、地域の活性化にもつなげる事業を創出する。 高齢者、障がい者がおられる家庭の家事・介護、環境改善、自立などの支援の充実を図る。例えば理容美容出張サービスや希望に合わせた食事の配達などで、平成23年度上期に対象とする事業名を決定する。 公民館と共催し、市民の家などの公共施設を利用して、公民館の出張講座などを開催する。体験や会得した知識は地域へ還元してもらうことを狙った事業である。		